

岐阜県薬剤師確保対策推進協議会設置要領

(設置)

第1条 県内の薬剤師の偏在等の課題を解消し、地域の実情に応じた医療提供体制を確保するために必要な取組について検討を行い、関係団体、大学及び行政が連携した薬剤師確保に係る支援体制を構築することを目的として、岐阜県薬剤師確保対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員8人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者から知事が選任する。

- (1) 医療関係団体を代表する者
- (2) 薬事関係団体を代表する者
- (3) 薬学部を有する大学を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 会長は、委員の互選により決める。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、他の委員が職務を代行する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、岐阜県健康福祉部薬務水道課長が招集する。

2 協議会の議長は会長とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部薬務水道課で行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。